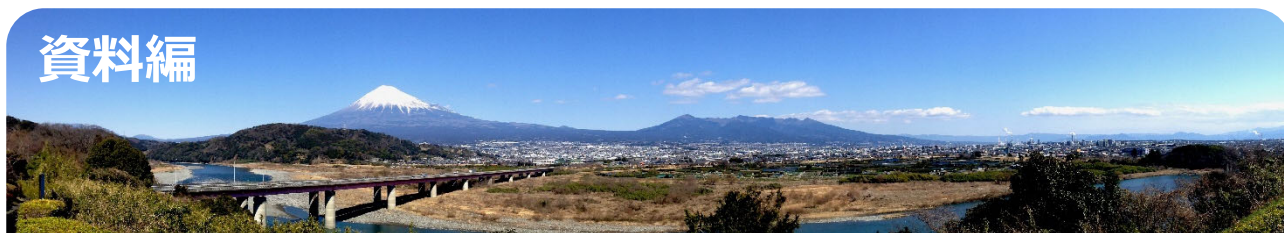


資料編



1 策定の経緯



2019年度（令和元年度）

| | | |
|---------|-----------------|---|
| 7月 19日 | 第1回富士市環境審議会 | ○諮問 ◇第三次富士市環境基本計画の策定について |
| 8月 27日 | 第1回富士市環境政策推進委員会 | ◇第三次富士市環境基本計画の策定について |
| 9月 24日 | 第1回区域施策編改定部会 | ◇現行計画の評価について ◇次期計画の方向性について |
| 10月 28日 | 第2回富士市環境政策推進委員会 | ◇現況調査結果について ◇骨子案について |
| 11月 7日 | 第2回富士市環境審議会 | ◇現況調査結果について ◇骨子案について |
| 12月 17日 | 各課施策調査 | ◇現行計画の評価について |
| 19日 | | ◇今後の施策の展開について |
| 12月 18日 | 第2回区域施策編改定部会 | ◇適応策について ◇取組施策及び重点施策について |
| 1月 下旬 | 市民・事業者アンケート調査 | ◇市民 回答率：32.8%（656人/2,000人） ◇事業者 回答率 34.2%（171社/500社） |
| 2月 3日 | 第3回富士市環境政策推進委員会 | ◇現行計画の評価と見直しについて |
| 2月 27日 | 第3回富士市環境審議会 | ◇現行計画の評価と見直しについて |
| 3月 25日 | 第3回区域施策編改定部会 | ◇市域温室効果ガス排出量推計について ◇適応策及び施策案について |

2020年度（令和2年度）

| | | |
|---------|---------------------------|--|
| 6月 10日 | 第4回区域施策編改定部会 | ◇長期目標及びゼロカーボンシティの表明について ◇区域施策編（案）について |
| 7月 22日 | 第1回富士市環境政策推進委員会 | ◇アンケート調査結果について ◇第三次富士市環境基本計画素案について |
| 8月 中旬 | 第1回富士市環境審議会 （書面開催） | ◇アンケート調査結果について ◇第三次富士市環境基本計画素案について |
| 9月 下旬 | 第2回富士市環境審議会 （書面開催） | ◇第三次富士市環境基本計画（案）について |
| 10月 13日 | 第2回富士市環境政策推進委員会 | ◇第三次富士市環境基本計画（案）について |
| 26日 | 第3回富士市環境審議会 | ◇第三次富士市環境基本計画（案）の決定について ○答申 |
| 11月 30日 | 富士市議会環境経済委員会協議会 | ◇第三次富士市環境基本計画（案）の報告 |
| 12月 15日 | パブリックコメント | ◇12月15日～1月15日 |
| 2月 中旬 | 第3回富士市環境政策推進委員会 （書面開催） | ◇パブリックコメントの結果について |
| 3月 19日 | 第4回富士市環境審議会 策定 | ◇第三次富士市環境基本計画の報告について |

2 委員名簿



■ 富士市環境審議会

| 区分 | 氏名 | 委員現職 |
|---------------|--------|---------------------------|
| 学識経験者 | 猿田 勝美 | 神奈川大学名誉教授 |
| | 石黒 智彦 | (一社) 廃棄物処理施設技術管理協会顧問 |
| | 成田 尚史 | 東海大学海洋学部教授 |
| | 小川 浩 | 常葉大学名誉教授 |
| | 水谷 洋一 | 静岡大学地域創造教育センター教授 |
| | 小野寺 郷子 | (一社)「会議ファシリテーター普及協会」副代表理事 |
| 事業者及び事業者団体の代表 | 古郡 英治 | 富士商工会議所専務理事 |
| | 山口 和基 | (一社) 静岡県紙業協会会員 |
| 市民代表 | 荻野 克雄 | 富士環境衛生自治推進協会会長 |
| | 田中 富子 | 富士市消費者運動連絡会理事 |
| | 小澤 緑 | 富士自然観察の会会長 |
| | 佐藤 直美 | 市民公募委員 |
| | 田中 由里子 | 市民公募委員 |
| | 中村 菜穂美 | 市民公募委員 |
| 関係行政機関の職員 | 小池 秀幸 | 東部健康福祉センター 環境部長 |



富環総発第242号
令和元年7月19日

富士市環境審議会
会長 石黒 智彦 様

富士市長 小長井 義正



第三次富士市環境基本計画の策定について（諮問）

富士市環境基本条例（平成12年12月12日条例第55号）第25条第1項第1号に基づく、富士市の環境の保全及び創造に関する基本的な計画（第二次富士市環境基本計画）は、令和2年度に目標達成期間を迎えるため、改定にあたり、社会情勢の変化等を踏まえるとともに、富士市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び富士市生物多様性地域戦略を包含する令和12年度までの次期計画について貴審議会に諮問します。

令和2年10月26日

富士市長 小長井 義正 様

富士市環境審議会
会長 石黒 智彦



第三次富士市環境基本計画の策定について（答申）

令和元年7月19日付け富環総発第242号により、本審議会に諮問のありました「第三次富士市環境基本計画の策定」について、別添のとおり答申いたします。

本審議会では、将来の世代へより良好な環境を継承するため、関連計画との整合を図り、社会情勢等の変化を踏まえつつ、新たに「生物多様性ふじ戦略」や「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」を包含するなど、多面的な視点から積極的かつ慎重に審議を重ねてまいりました。

今後の計画の推進に当たっては、下記の点について十分な配慮のもと、本計画を確実に進められることを期待します。

記

1. 市民、事業者等の理解のもと、十分に連携・協働するとともに、庁内各部門の横断的な連携を図り、各環境施策を総合的かつ計画的に展開すること。
2. 市の関連する諸計画との整合・連携に基づき、環境の保全及び創造を推進すること。
3. 「富士市環境基本計画」を実効性あるものとするために、年次報告書による適正な進行管理を行うとともに、計画の進捗状況を市民等に公表すること。

4 富士市環境基本条例



平成 12 年 12 月 12 日
条例第 55 号

目次

| |
|--|
| 前文 |
| 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条） |
| 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策 |
| 第 1 節 基本方針（第 7 条） |
| 第 2 節 環境基本計画等（第 8 条—第 10 条） |
| 第 3 節 環境の保全及び創造の総合的推進のための施策（第 11 条—第 23 条） |
| 第 3 章 環境審議会（第 24 条—第 31 条） |
| 第 4 章 雑則（第 32 条） |
| 附則 |

私たちのまち富士市は、雄大な富士山と駿河湾に抱かれ、温暖な気候と豊富な地下水や森林資源に恵まれ、古くから紙のまちとして発展を遂げてきた。しかしながら、20 世紀後半、産業の飛躍的発展の過程において、多くの環境問題を誘発する結果となった。

近年私たちは、日常生活や事業活動において、利便性や豊かさを追求するあまり、多くの資源とエネルギーを消費している。私たちは、この地球上の生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けている反面、自らは地域環境はもとより地球環境にも大きな負荷を与えてきた。私たちは、このことを深く認識し、現在の生活様式や社会経済活動を見直すとともに、環境に配慮した新たな地域社会の構築を目指し、すべての人々が協力しながら、それぞれの責務を果たしていかなければならない。

ここに、自然と人との共生や環境への負荷の少ない循環を基調とし、地域の社会経済システムの構築を旨とした環境の保全と創造を積極的に進めることにより、現在及び将来の市民が、過去の世代から受け継いだ富士山の恵みをはじめとする良好な環境を永遠に継承するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

4 この条例において「富士山の恵み」とは、富士山から駿河湾に至るまでの森林、地下水、水産資源、地形、景観、歴史、文化等の有形又は無形の恵みをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生物の多様性の確保に配慮し、人と自然が共生していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境が資源として有限であることを認識して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、富士山の恵みにより暮らしていることを認識して、この恵みを良好な状態で永遠に継承していくことを目的に行われなければならない。

5 環境の保全及び創造は、地域環境が地球環境と密接に関わっていることを認識して、すべての日常生活や事業活動において、地球環境保全に資するよう行われなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、富士山の恵みを生かした基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、富士山の恵みを生かした環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講じなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、富士山の恵みを生かした環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第 1 節 基本方針

第 7 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種施策の相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

(1) 産業型公害、都市・生活型公害等を防止するとともに、新たな環境汚染を防止し、良好な生活環境を確保すること。

(2) 生物の多様性の確保、希少野生生物の保護及び森林、農地、水辺、地下水等の保全を図り、質の高い自然環境を確保すること。

(3) 歴史的・文化的環境の保全、良好な景観の形成、身近な自然空間の整備及び環境配慮型の施設の整備を推進し、快適な環境を創造すること。

(4) 市、市民及び事業者が人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、責任ある行動がとれるよう、体系的な環境教育等の振興を図ること。

(5) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用並びに廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向その他良好な環境の保全及び創造のために必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民、事業者及びこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、富士市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(年次報告)

第10条 市長は、環境基本計画の適正な進捗管理を図るため、市の環境の状況、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 市民等は、年次報告書についての意見書を提出することができる。

3 市長は、年次報告書について、富士市環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市民等の意見書が提出されているときは、市長は、これを当該審議会に報告しなければならない。

4 市長は、年次報告書について富士市環境審議会から意見を受けたときは、その趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

第3節 環境の保全及び創造の総合的推進のための施策

(推進体制の整備)

第11条 市は、市民等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(市民等の意見の反映)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(市民等の活動の促進)

第13条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するために、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第14条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深め、その活動の意欲が増進されるようにするため、環境に関する教育及び学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備等)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資するため、必要な監視、測定、検査等の体制を整備するとともに、調査及び研究の実施並びに情報の収集に努めるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、第13条に規定する市民等の活動の促進並びに第14条に規定する教育及び学習の振興に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第17条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境への負荷の低減に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に率先して取り組むものとする。

(規制の措置)

第19条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者に係る環境への事前配慮)

第20条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者があらかじめその事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮するように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第22条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及び市民等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(環境政策推進委員会)

第23条 市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、富士市環境政策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、市職員のうちから市長が任命する。

3 前2項に定めるもののほか委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 環境審議会

(設置)

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、富士市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第25条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 環境基本計画の年次報告書に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項に関すること。
- 2 審議会は、前項に規定する事項を調査審議する場合において必要と認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を市長その他関係機関に求めることができる。
- 3 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について必要と認めるときは、市長に意見を述べるることができる。

(組織等)

第26条 審議会は、委員20人以内で組織する。
2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 事業者及び事業者団体の代表
 - (3) 市民代表
 - (4) 関係行政機関の職員
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、その職を失う。
- 5 委員の再任は、妨げない。
- 6 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 7 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (一部改正〔平成26年条例35号・30年43号〕)

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。
2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第28条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(追加〔平成30年条例43号〕)

(部会)

第29条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。
2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

(一部改正〔平成30年条例43号〕)

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、環境部環境総務課で処理する。
(一部改正〔平成15年条例3号・16年3号・19年26号・30年43号〕)

(補則)

第31条 この章に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
(一部改正〔平成30年条例43号〕)

第4章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成30年条例43号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。
(富士市環境審議会条例の廃止)
- 2 富士市環境審議会条例(平成6年富士市条例第29号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に富士市環境審議会条例第3条第2項の規定により委嘱し、又は任命されている者は、この条例の施行の日に第26条第2項の規定により委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第26条第3項の規定にかかわらず、平成14年7月31日までとする。

(富士川町の編入に伴う経過措置)

- 4 富士川町の編入の日以後第26条第2項の規定により最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成22年7月31日までとする。

(追加〔平成20年条例61号〕)

附 則 (平成15年3月26日条例第3号)
この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月23日条例第3号)
この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日条例第26号)
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月30日条例第61号)
この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月9日条例第35号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年6月29日条例第43号)
この条例は、平成30年8月1日から施行する。

5 用語解説



あ行

アスベスト

繊維状の天然鉱物を綿のようにもみほぐしたもので、断熱材、保温材など優れた性質を有しており、建築用材料を中心に広範囲な製品に使用されてきた。しかし、人体に対する有害な作用があり、長期間吸入すると肺や呼吸器系の機能障害を引き起こす可能性がある。このため、「大気汚染防止法」により特定粉じんとして規制を受けている。

アダプション・プログラム

「アダプション (adoption)」は、英語で「養子縁組」を指し、公共の場を「養子」に例え、市民や事業者が愛情と責任をもって、美しい地域をつくり上げるという意味が込められている。市民や事業者が道路や公園などの管理を行う代わりに、行政は必要な用具の支給、保険への加入といった支援を行う。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィスなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

雨水浸透ます

屋根に降った雨水を、雨どいを通じて受ける地中のますで、側面や底面にある浸透孔から雨水を地中に浸透させる構造のものをいう。

雨水貯留槽

雨どいから雨水を取り込み、貯めるタンクで、植木のやり水や庭の散水などに利用できる。

エコドライブ

環境に配慮した自動車運転方法。運転時、アイドリングをしない、急ハンドルを切らない、空吹かしをしない、無理な追い越しをしない、スムーズに加速・減速するなど、注意深い運転を行うと、燃料消費を最大 10%ほど節約でき、二酸化炭素の排出を低減できる。

エコアクション 21

中小事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、中小事業者でも簡単に取り組めるようにした環境マネジメントシステム。環境省が 1996 (平成 8) 年に環境マネジメントシステムとして策定した。

エコマーク

環境保全に役立つと認められている商品に付けられるマークで、(財)日本環境協会が実施している。環境保全商品の普及、環境問題の情報提供、環境保全意識の高揚等を図ることを目的としている。



エコラベル

環境保全に役立つ商品にマークをつけて国民に推奨する制度のこと。具体的には「エコマーク」などがある。

汚水処理人口普及率

下水道、浄化槽、コミュニティ・プラント、農業集落排水施設などの各汚水処理人口の総人口に対する割合。

温室効果ガス

大気を構成する気体で、太陽エネルギーにより暖められた地表面から輻射される赤外線を吸収し再放出する気体。

か行

合併処理浄化槽

し尿と雑排水を処理し、公共下水道以外に放流するための設備、施設のこと。これに対し、し尿だけを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

環境アドバイザー

地域の方が集まる勉強会や講演会の講師、自然観察活動の際の指導者や、学校での総合学習時の講師など、市を通じて派遣する環境のスペシャリスト。具体的な派遣内容の例として、①環境に関する勉強会の講師、②自然観察の指導員、③ビオトープ作りのアドバイス、④工場・事業所・家庭の省エネアドバイス、⑤工場の排水・ばい煙など公害防止に関するアドバイスなどがある。

環境基準

「環境基本法」で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境負荷

環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。「環境基本法」では、「人の活動により、環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義される。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続きなどの仕組みを「環境マネジメントシステム」という。ISO14001、エコアクション 21 などがある。

クールチョイス

2020 (令和 2) 年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資する、また快適な暮

らしにもつながるあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組。

クールチョイス 22

クールチョイスについて、富士市民が取り組むとよいと思われる 22 種類の賢い選択の総称。

クリーンエネルギー

石油、石炭などの化石燃料の利用などによる温室効果ガス排出などの環境への負荷をできるだけ低減するための、自然現象などから得られる新たなエネルギー源であり、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電などがある。

クリーンエネルギー自動車

石油以外の資源を燃料に使うことによって、既存のガソリン車やディーゼル車よりも窒素化合物、二酸化炭素などの排出量を少なくした自動車。天然ガス自動車、電気自動車、メタノール自動車、水素自動車、ガソリン車と電気自動車を組み合わせたハイブリッド自動車、燃料電池車などがある。

公害

「環境基本法」において、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる（1）大気汚染、（2）水質汚濁、（3）土壌汚染、（4）騒音、（5）振動、（6）地盤沈下及び（7）悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義される。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線を受け、光化学反応をおこして生成するオゾン、アセトアルデヒドなどの総称で、主成分はオゾン。大気中でスモッグを形成するので、この現象を光化学スモッグという。

公共下水道

「下水道法」において、「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」と定義される。

こどもエコクラブ

子どもなら誰でも参加できる環境活動クラブ。

さ行

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

里山

奥山地域と都市地域の間位置し、かつては薪炭用材や落ち葉の採取、農業生産など、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念。多様な動植物の生息・生育環境となっている。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物処理法」の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

循環型社会

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。

省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）

正式名称は「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」で、1979（昭和 54）年に制定された。工場・事業場などについてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講じることにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。工場・事業場のエネルギー管理の仕組みや、自動車の燃費基準や電気機器などの省エネ基準におけるトップランナー制度などを定めている。

省エネルギー

石油・ガス・電力など、産業や生活において資源やエネルギーを効率的に利用すること。

自立分散型エネルギー

エネルギーの地産地消を実現し、自立的で持続可能な災害に強い地域分散型のエネルギーシステム。家庭や工場、地域などでエネルギーを自給するなど、エネルギーを使用する場所で発電・利用することで、送電ロスを防ぐ、災害時に自立可能、エネルギーの安定供給に有効などのメリットがある。

生物多様性

生き物の「個性」と「つながり」を表す言葉。森林、里地里山、河川、湿地、干潟などの生態系の多様性や動植物から細菌などの微生物にいたる様々な種類の生き物が存在する種の多様性、同じ種でも異なる遺伝子を持つという遺伝子の多様性の 3 つのレベルの多様性を示している。

潜熱回収型給湯器

従来の給湯器では約 80%が限界だった給湯熱効率を、排気熱・潜熱回収システムにより約 95%までに向上させ、大幅なランニングコストの削減につながる給湯器。

た行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナポリ塩化ビフェニル（コプラナ PCB）の 3 種類の総称で、「人間が作り出した最強・最悪の毒物」ともいわれ、催奇形性・発がん性のほか、免疫異常、内臓障害を起こす。炭素・水素・塩素を含む物質が燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

太陽光発電

「太陽電池」と呼ばれる装置を用いて、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電方式。

太陽熱温水器

太陽熱温水器（自然循環型）は、太陽集熱器と貯湯槽が一体となった構造で、屋根上に設置される。集熱部で温められた水が自然循環しながらお湯となって最上部の貯湯タンクに蓄えられる。太陽熱温水器（真空貯湯型）は、集熱部と貯部が一体となっており、水道直結式で地上設置も出来る。真空断熱により、集めた熱が外へ逃げにくい。

脱炭素社会

地球温暖化の主要な原因である二酸化炭素の排出がない、あるいは排出した二酸化炭素を何らかの方法で除去することにより、実質的な排出ゼロを実現した社会のこと。2050（令和 32）年に向け、脱炭素社会を目指す国や地域、事業者などが増えている。

チームちょこ美

富士市を「好きになる」「誇りに思う」「自慢したくなる」よう、一人ひとりが日ごろのちょこっと美化を心掛け、無理の無い範囲で、ごみが落ちていたら見逃さない、ごみの無い美しいまちづくりを推進していくチーム。

地球温暖化

地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼすおそれがある。主な原因は、人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスであり、産業革命以降、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化防止への国際的な動きや「気候変動枠組条約」を踏まえ、これを推進するための国内法で環境省が主管する。

低公害車

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車であり、電気自動車や天然ガス自動車などがある。

低炭素社会

化石エネルギー消費などに伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。

電磁波

電界（電気の力が働く場）と磁界（磁気の力が働く場）の大きさと向きが、時間とともに周期的に変わり、その変化が遠くまで伝わるような波のこと。携帯電話など、その信号が医療機器の誤動作を引き起こす可能性と、発生する熱が人体に与える影響が懸念されている。

都市公園

基本的には、都市計画区域に定められた都市施設として地方公共団体により設置される公園や緑地を指す。

な行

二酸化硫黄（SO₂）

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じる物質。主要な大気汚染物質のひとつであり、NOx とともに酸性雨の原因物質である。

二酸化窒素（NO₂）

窒素の酸化物で赤褐色の気体であり、代表的な大気汚染物質である。

認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が自ら作成する農業経営改善計画を、市町村が基本構想に照らして認定する制度。

野焼き

一般的には、毎年春の彼岸前後に、牛馬の放牧や採草地として利用している野草地に火を入れて焼く作業をいうが、廃棄物の分野では、廃棄物を野外で焼却することをいう。2001（平成 13）年 4 月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、廃棄物処理基準や政令などによらないすべての廃棄物の野外焼却が原則として禁止された。

は行

排水性舗装

雨水を路面に滞水させることなく、舗装体内部から排水施設に排水させる舗装方法。スリップ・沿道への水ハネなどの防止および走行音の低減に効果がある。

発電効率

発電する際に投入した燃料が本来持っているエネルギーのうち、どの程度を電気に変換できるかを示す割合のこと。

ヒートポンプ給湯器

ヒートポンプにより大気中の熱エネルギーを利用してお湯を沸かす給湯器である。このため、お湯を沸かす為に必要な熱エネルギーに対して消費する電気エネルギーは 3 分の 1 程度である。

ビオトープ

ドイツ語由来の外国語で Bio(生き物)と Top(場所)を合わせた合成語で「その地域の野生の生き物が暮らしている場所」を表している。

光害

良好な「光環境」の形成が、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況、又はそれによる悪影響。

富士山麓ブナ林創造事業

富士山麓の貴重な自然を適正に保全・創造し、後世に継承していくための広葉樹の植樹事業。1994（平成 6）年度より毎年 4 月 29 日に実施している。

不法投棄

家電製品などのごみが、山林や河川敷など、定められた場所以外に廃棄されること。

フードバンク

まだ食べられるのに、様々な理由で処分されてしまう食品を食べ物に困っている施設や人に届ける活動のこと。

フォッサマグナ

本州中央部、中部地方から関東地方にかけての地域を縦断し、古い地層に挟まれて新しい地質が分布するU字状の窪地。このフォッサマグナの南半部は、固有の植物が数多く分布するなど植物地理学的に注目すべき地区であり、植物地理学においてこの地区をフォッサマグナ地区と呼ぶ。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 ミクロン以下のものをいう。

ま行

マイバッグ

消費者が買い物の際に持参する買い物袋などのこと。レジ袋を辞退することにより、ごみの減量や原料となる石油資源の消費抑制につながることから、身近な環境活動の象徴的な運動として定着している。

マニフェスト制度

産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する際に、廃棄物の収集・運搬、処分の流れを事業者自らが把握し、不法投棄の防止などの適正な処理を確保するための制度。産業廃棄物を処理業者に委託する事業者に義務付けられている。マニフェストは「産業廃棄物管理票」のこと。

や行

有害化学物質

人の健康または動植物の生息・生育環境に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称。

湧水

地下水が自然的に地表にあふれ出したもの。地表面の被覆が進んでいる都市部では、雨水の浸透不足による地下水位の低下に加え、トンネルやビル、地下鉄などの地下構築物による地下水の流れの遮断や、開発の影響により湧水地点そのものが失われてしまうこともある。

英数・アルファベット

3R

リデュース (Reduce) : 廃棄物の発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の3つの言葉の頭文字をとったもの。

BEMS (Building and Energy Management System)

室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムで、ビルにおける空調・衛生設備、電気・照明設備、防災設備、セキュリティ設備などの建築設備を対象とし、各種センサ、メータにより、室内環境や設備の状況をモニタリングし、運転管理および自動制御を行う計測制御システム。

BOD (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量のこと。微生物が水中の有機汚濁物質を分解するために必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しいとされる。

COD (Chemical Oxygen Demand)

化学的酸素要求量のこと。水中の有機物などが酸化剤によって酸化されるために必要とする酸素の量で、海域・湖沼の有機性汚濁を測る代表的な指標である。

GAP (Good Agricultural Practice) 認証

GAP (農業生産工程管理) とは、農業において食品安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことである。GAP 認証には、①JGAP、②ASIAGAP、③GLOBAL G.A.P. などがあり、①②は一般財団法人日本 GAP 協会、③は FoodPLUS 社 (ドイツ) が運営している。

HEMS (Home Energy Management System)

住宅のエネルギー消費機器である複数の家電機器や給湯機器を、IT 技術の活用によりネットワークでつなぎ、自動制御する計測制御システム。家庭でのエネルギー使用量や機器の動作を計測・表示して、住人に省エネルギーを喚起するほか、機器の使用量などを制限してエネルギーの消費量を抑えることができる。

ISO14001 (International Organization for Standardization 14001)

環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格であり、ISO 規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければいけない事項が盛り込まれている。基本的な構造は、PDCA サイクルと呼ばれ、①方針・計画 (Plan)、②実行 (Do)、③点検・評価 (Check)、④見直し (Action) というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していこうというものである。

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称で 1999 (平成 11) 年 7 月に制定された。有害性のある化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれた移動量を登録して公表する仕組み。国が事業者の報告や推計に基づき、対象化学物質の大気、水、土壌への排出量や、廃棄物に含まれる形での移動量を集計し、公表する。PRTR (化学物質排出移動量届出) 制度ともいう。

ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。



第三次富士市環境基本計画

- 生物多様性ふじ戦略
- 富士市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- 富士・愛鷹山麓地域環境管理計画

富士市環境部環境総務課

2021年（令和3年）3月

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地
TEL 0545-55-2901 FAX 0545-51-0522
e-mail : ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp
URL : <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/>

富士市行政資料登録番号
R2-49

この冊子は、印刷用の紙にリサイクルできます。